

○国土交通省告示第七百三十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年五月十二日

建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定被災地域内に住所を有する者	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定被災地域内に住所を有する者	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	国土交通大臣 石井 啓一	平成二十八年九月三十日
建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定被災地域内に住所を有する者	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	国土交通大臣 石井 啓一	平成二十八年九月三十日

			定に基づく監理技術者資格者証の交付	三十日
		建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十八年九月三十日
	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十八年九月三十日	三十日
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の規定に基づく自	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	平成二十八年九月三十日	三十日

家用有償旅客運送者の登録

道路運送車両法第九十四条の五第一項	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項に基づく臨時運行の許可付	道路運送車両法第三十四条第一項に基づく臨時運行の許可を受けた自動車（特定被災地域を運行の経路に含むものに限る。）を運行の用に供する者	平成二十八年九月三十日
伸長公示をした運輸支局長が別に公示	平成二十八年熊本地震に伴つて道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	平成二十八年熊本地震に伴つて道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日
伸長公示をした運			

			の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付
自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定期間の満了日
自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認め	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十八年九月三十日	輸支局長が当該伸長公示で定める自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者
三十日	三十日	三十日	動車検査証の有効期間の満了日

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二	宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定による者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
る者				
三十日	三十日	三十日	三十日	平成二十八年九月三十日

		条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	
浄化槽工事業の登録	浄化槽工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に住所を有する者三十日	平成二十八年九月三十日
特定被災地域内に住所を有する者三十日	特定被災地域内に住所を有する者三十日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年九月三十日
特定被災地域内に主たる事務所を有する者三十日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年九月三十日

			マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	
十九年建設省告示第千三百四十一号） る者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成二十八年九月三十日
補償コンサルタント登録規程（昭和五 十九年建設省告示第千三百四十一号） る者	地質調査業者登録規程（昭和五十二年 建設省告示第七百十八号）第二条第一 項の規定に基づく地質調査業者の登録	地質調査業者登録規程（昭和五十二年 建設省告示第七百十八号）第二条第一 項の規定に基づく地質調査業者の登録	建設コンサルタント登録規程（昭和五 十二年建設省告示第七百十七号）第二 条第一項の規定に基づく建設コンサル タントの登録	平成二十八年九月三十日
三十日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年九月三十日	平成二十八年九月三十日

第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号） 第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録
特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成二十八年九月三十日

備考 特定被災地域とは、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）が適用された市町村の区域をいう。